

○日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則

(平成 22 年 9 月 22 日平成 22 年規則第 124 号)

改正 平成 23 年 6 月 30 日平成 23 年規則第 96 号 平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 15 号
平成 24 年 8 月 31 日平成 24 年規則第 163 号 平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規則第 55 号
平成 26 年 11 月 28 日平成 26 年規則第 166 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 83 号
平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規則第 2 号 平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 55 号
平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規則第 148 号 平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規則第 151 号
平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 31 号 平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規則第 2 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 27 号 平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規則第 90 号
平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 37 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 12 条)
- 第 2 章 給与(第 13 条―第 22 条)
- 第 3 章 給与の特例(第 23 条―第 27 条)
- 附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)職員のうち、日本科学未来館(以下「未来館」という。)の事業運営に従事する職員の就業に関する規則(平成 22 年規則第 123 号。以下「就業規則」という。)第 2 条に規定する職員(以下「職員」という。)の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 本給
- (2) 手当
 - 役職手当
 - 通勤手当
 - 扶養手当
 - 住居手当
 - 超過勤務手当
 - 単身赴任手当

2 前項第 1 号の本給は、年齢給部分、役割階層給(バンド給)部分及び調整給部分を合算したものである。

(重複給与の禁止)

第 3 条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときはこれに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 職員の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の同意に基づき、職員が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 職員の給与の支給定日は、毎月17日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日において当月分の本給、役職手当、通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号。以下「職員給与規程」という。)第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当並びに前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 前項のうち年額で規定される支給項目の月額については、各支給項目の年額を12で除して得た金額とする。

4 職員が給与の支給定日以後に採用されたとき並びに本給、役職手当、及び通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

5 職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。

(非常時払)

第6条 職員がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途において採用、退職、休職、復職、役職の異動、その他異動があったときの当該月の本給及び役職手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたとき等やむを得ない場合においては、この限りでない。

(給与の日額)

第8条 この規則により職員に支給される本給、役職手当の日額は、それぞれの額を当該月の日数から別に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 勤務1時間当たりの給与額は、本給及び役職手当の月額合計額を就業規則に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(遅刻、早退又は欠勤の給与控除)

第10条 遅刻、早退又は欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に応じる給与は支給しない。ただし、この規則又は就業規則に別の定めのある場合はこの限りではない。

2 前項における休業した時間の計算は給与計算期間の末日において合計するものとする。

(端数の取扱)

第 11 条 この規則の定めるところによる給与計算において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。但し、控除項目の 1 円未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(給与の調整等)

第 12 条 給与支給の過誤その他給与の支給に関し調整が必要な場合は、各給与項目の調整を行うこととする。

第 2 章 給与

(本給)

第 13 条 本給は年俸制とし、第 5 条及び第 11 条に基づき分割したものを本給月額として毎月支給する。

(年俸額の決定)

第 14 条 年俸額の基本部分は、職員の業務経験を勘案した年齢によって決められる年齢給に、職員の業務の成果、職務内容、役割、責任等を勘案して各人ごとに決定する役割階層給(バンド給)を加えたものとする。(以下「基本年俸」という。)

2 職員の業務の成果については、当該職員の幅広い組織への貢献、協力姿勢、業務への取組姿勢及び行動を含んで評価されるものとする。

(基本年俸額の更改)

第 15 条 基本年俸の更改は、毎年 7 月 1 日を基準とし、年齢と別に定める人事評価に関する基準に基づく評価により決定する。

2 基本年俸の更改は、増額又は減額とする。

3 役職任免に伴い、その事実の発生した日を基準とし基本年俸を更改することがある。

4 前各項に規定するもののほか、機構は、基本年俸額について必要に応じ臨時で更改することがある。

(調整給)

第 16 条 調整給は、退職金に相当する額として、それぞれ次の各号に掲げる額を年額とする。

(1) 任期の定めのある職員 基本年俸に 100 分の 12 を乗じて得た額

(2) 任期の定めのない職員 基本年俸に 100 分の 7 を乗じて得た額

2 調整給は、当該職員が退職するまで支給する。

3 調整給額の変更は基準年俸の更改又は雇用契約内容の変更の事実が発生した日を基準として行う。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例としている職員に対し、支給する。

2 前項に掲げる通勤手当の額は、職員給与規程第 27 条の規定に準じて支給する。

(役職手当)

第 18 条 役職手当は、役割責任に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額を年額とする。

(1) 部長 基本年俸に 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 課長 基本年俸に 100 分の 30 を乗じて得た額

(3) マネージャー 基本年俸に 100 分の 20 を乗じて得た額

(4) 裁量職 基本年俸に100分の10を乗じて得た額

- 2 裁量職とは、別表2に掲げるマスター層及びシニア層の者のうち、専ら営業に従事する職務及び自立性、専門性にに基づき業務を行う職務を担当するものをいう。
- 3 第1項第1号から第3号までに掲げる者は、役職手当に、深夜・休日勤務等の割増賃金を含むものとする。
- 4 第1項第4号に掲げる者には、超過勤務手当及び深夜・休日勤務等の割増賃金相当分の代替として役職手当を支給するものとする。
- 5 役職手当額の変更は基準年俸の更改、役職任免の事実が発生した日を基準として行う。
(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当は、就業規則第9条の所定勤務時間外及び同規則第10条の休日において勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務時間1時間につき、第9条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 法定休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 法定休日における勤務 100分の135

- 2 所定勤務時間外及び休日における勤務(法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員に対し、その60時間を超えて勤務した全時間について、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。
- 3 第1項及び第2項の手当の支給は、他の支給項目、制度等により支給されているものとみなされているものについてはその限りにおいて適用しないものとする。
- 4 時間外労働及び深夜・休日労働時間の算定において、1時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の1日から末日までの和を求め、更にその和に1時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1分以上30分未満は 0時間

30分以上60分未満は 1時間

ただし、次の各号の場合においては、所定労働時間外に及ぶ時であっても、時間外労働とはみなさないものとする。

(1) 自由参加の知識・技術向上のための研修

(2) 出張等における移動時間

- 5 休日出勤の休憩時間は、平常勤務日の休憩時間を原則とする。例外については出勤簿に記載し、所属長の承認を得なければならない。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。ただし、機構以外の機関の扶養手当に相当する手

当の支給の基礎となっている者及び年間 130 万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者(別に定める者を除く。)は、扶養親族とすることができない。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第 1 号に該当する扶養親族 6,500 円(ただし、別表 2 において部長層以上が適用される職員においては、3,500 円)
 - (2) 前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 10,000 円
 - (3) 前項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族 6,500 円(ただし、別表 2 において部長層以上が適用される職員においては、3,500 円)
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を人事業務を所掌する部署の長に届け出て認定を受けなければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもの

のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(公務員宿舍等に入居している職員を除く。)
 - (2) 次条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公務員宿舍等を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(単身赴任手当)

第22条 事務所を異にする異動に伴い住居を移転し父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、単身赴任手当の取扱いについては、職員給与規程第30条、単身赴任手当の支給に関する細則(平成15年細則第10号)を準用する。

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第23条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤する者に対する欠勤期間の給与は、欠勤を始めた日から3ヵ年給与の全額を支給する。

- 2 職員が就業規則第19条に規定する休暇による除き、その勤務しない日及び時間については、第7条及び第8条の規定により計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 前項にかかわらず、その勤務しないことにつき特に承認があった場合には、給与を減額しないことができる。

(休職期間中の給与)

第24条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命じられた職員に対しては、その休職期間中給与の全額を支給する。

- 2 就業規則第33条の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当及び住居手当についてそれぞれ次の各号に定める割合を乗じた額を支給する。
 - (1) 就業規則第33条第1号の事由により休職を命ぜられたときは、100分の80
 - (2) 就業規則第33条第2号の事由(業務上又は通勤による傷病を事由とする場合を除く。)により休職を命ぜられたときは、当該休職期間が1ヵ年までは100分の80、当該休職期間が1ヵ年を超える期間については、100分の60
 - (3) 就業規則第33条第3号の事由により休職を命ぜられたときは、100分の60
 - (4) 就業規則第34条第4号の規定により休職を命じられた職員の休職期間中の給与は支給しない。
- 3 就業規則第33条第1号又は第2号の規定により、休職(業務上又は通勤による傷病を事由とする休職を除く。)を命じられた職員に対する就業規則第34条第1項ただし書の規定により延長された期間中の給与は、本給、扶養手当及び住居手当につき100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 就業規則第33条第5号の規定により休職を命じられた職員に支給する休職期間中の給与は、そのつど定める。

(育児休業等をする職員の給与等)

第25条 育児休業者に対する育児休業期間中の給与は支給しない。

- 2 職員が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 3 前2号に定めるもののほか、育児休業等の給与等の取扱については育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)第7条を準用する。ただし、第7条第3項から第5項までの適用は除く。

(介護休業等期間中の職員の給与等)

第26条 就業規則第36条の2の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の職員の給与については、その期間の勤務しない時間について第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の職員の給与等については介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)第8条に定めるところによる。但し、同条第2項及び第3項を除く。

(配偶者同行休業をする職員の給与等)

第27条 配偶者同行休業者に対する給与は当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)を準用する。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(給与の格付)

- 2 平成22年10月1日に機構に採用され、かつ、採用の前日(以下「財団退職日」という。)において科学技術広報財団(以下「財団」という。)の職員であった者(以下「旧財団職員」という。)の給与の格付にあつては、機構における経験年数及び格付基準を考慮し、決定することができるものとする。

(給与制度の見直し)

- 3 この規則による給与額は、社会一般情勢の変化及び事業環境の変化に基づき、職員全体の給与体系及び給与額の見直しを実施するものとする。

附 則(平成23年6月30日平成23年規則第96号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日平成24年規則第163号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日平成25年規則第55号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月28日平成26年規則第166号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則は、平成26年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在職する職員に対して、平成26年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事

する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額（以下「給与差額」という。）を支給する。

（給与差額の支給日）

- 3 給与差額は、平成 27 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 83 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 16 日平成 28 年規則第 2 号)

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 28 年 2 月 17 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与差額の支給）

- 2 この規則の施行日に在職する職員に対して、平成 27 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

（給与差額の支給日）

- 3 給与差額は、平成 28 年 3 月 17 日に支給する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 55 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 24 日平成 28 年規則第 148 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 8 日平成 28 年規則第 151 号)

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 12 月 8 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（給与差額の支給）

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 28 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

（給与差額の支給日）

- 3 給与差額は、平成 29 年 2 月 17 日に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 31 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日平成 30 年規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 29 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与の内払いとみなし、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 30 年 3 月 16 日に支給する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 27 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年規則第 90 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、改正後の日本科学未来館の事業運営に従事する職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、新規則別表 1 備考第 2 項は、施行日以後に採用される者に適用し、施行日前に採用された者の年齢区分については、なお従前の例による。

(給与差額の支給)

- 2 この規則の施行日に在籍する職員に対して、平成 30 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までの間に支払われた給与は、新規則による給与の内払いとみなし、新規則による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成 30 年 12 月 17 日に支給する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 37 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

年齢給表

年齢	新年齢給(年額)	年齢	新年齢給(年額)
18	1,680,000	40	2,115,600

19	1,699,800	41	2,135,400
20	1,719,600	42	2,155,200
21	1,739,400	43	2,175,000
22	1,759,200	44	2,194,800
23	1,779,000	45	2,214,600
24	1,798,800	46	2,214,600
25	1,818,600	47	2,214,600
26	1,838,400	48	2,214,600
27	1,858,200	49	2,214,600
28	1,878,000	50	2,214,600
29	1,897,800	51	2,189,600
30	1,917,600	52	2,164,600
31	1,937,400	53	2,139,400
32	1,957,200	54	2,114,200
33	1,977,000	55	2,114,200
34	1,996,800	56	2,114,200
35	2,016,600	57	2,114,200
36	2,036,400	58	2,114,200
37	2,056,200	59	2,114,200
38	2,076,000	60	2,114,200
39	2,095,800		

備考

- 1 この表の年齢欄は、毎年4月1日時点の実年齢による区分とする。
- 2 採用において、4月1日から6月30日までに採用された者については4月1日時点の実年齢より1歳減じた年齢区分とし、業務の経験年数を有する場合は、年齢区分を調整することができる。

別表2

役割階層給(バンド給)年俸表

		基準年額
アソシエイト層		811,883円～2,047,306円
マスター層		1,923,764円～3,159,186円
シニア・マネージャー・課長層	シニア	3,406,273円～4,641,695円
	マネージャー	3,404,134円～4,638,784円
	課長	3,404,134円～4,638,784円
部長層以上		4,871,091円～6,102,043円